平成２５年（フ）第３８４号
沖縄県那覇市繁多川５丁目23番29号　オアシスかでな305
債務者　東恩納寛洋
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１１６号
千葉県木更津市真舟５丁目13番13号　第２ヴィラアツミ102号
債務者　土屋　絹代（旧姓白濱）
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第２２２４号
愛知県半田市青山２丁目５番地の１　サン青山３Ｅ号
債務者　一ノ瀬実希緒
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０５号
福岡県田川市大字伊田3594番地１　リフアレンス新橋105号
債務者　八木沼美江
1　決定年月日時　平成25年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第１４６号
長崎県東彼杵郡川棚町小串郷2328番地２
債務者　朝山　里香
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第３６９号
和歌山県橋本市三石台１丁目５番地の２―１―403
債務者　寺本　隆彦
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第５２５号
川崎市宮前区有馬６丁目11番17号　第一川野荘２
債務者　遠田　宗男
成年後見人　末永　　博
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５２６号
川崎市宮前区有馬６丁目11番17号　第一川野荘２
債務者　遠田　文子
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５４１号
川崎市高津区新作３丁目15番３号　クラウンハイム多摩川209
債務者　三笠布美子（旧姓宮一）
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５６２号
川崎市川崎区大島３丁目27番11号　第二若竹荘202、前住所川崎市川崎区大島５丁目21番18号　エクセレントハイツ大島107
債務者　高橋　利雄
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５６３号
川崎市川崎区大島上町21番14号　浅川荘２Ｆ
債務者　馬上　廣光
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５６５号
川崎市多摩区栗谷３丁目９番11号　第２栗谷ハイツ202
債務者　大野　理紗
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５７０号
川崎市中原区下新城２丁目２番２―302号　アイアンビル
債務者　加藤　祐司
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５７５号
川崎市幸区北加瀬１丁目33番14―205号　グリーンコア
債務者　大嶺　自栄
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５８５号
川崎市中原区小杉町３丁目414番地　公団住宅301
債務者　橋本　雄司
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係